2018 年度　平安女学院大学　日本国憲法

第５回「Ⅲ．基本的人権：精神的自由権　②表現の自由」

2018.05.17.　佐藤

はじめに

1.前回講義

1)内容：論点→心の自由に反する行為を職務命令として強制された場合、拒否できるか否か

法→憲法 19 条・20 条、最高裁判決(心の自由侵害の側面あるが、拒否は選択肢の一つ)

諸説→拒否は選択肢の一つで多くの人は他の対応 vs. 本人にとっては苦痛

2)Reading Assignment に関する設問についての解説

①一般的、客観的に見て、これらの式典における慣例上の儀礼的な所作としての性質を有する

②その者の思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面があることは否定し難い

2.本日の予定：Ⅲ.基本的人権：精神的自由権（心の自由→表現の自由）→他の人権

3.Reading Assignment に関する設問：以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

①最高裁は、表現行為に対する事前抑制を、いかなる理由でどのような場合に許容されると述べているか。

②最高裁は、例外的に事前差止めが許される場合として、いかなる要件を挙げているか。

＊テーマ：出版物が個人のプライバシーを侵害している場合に出版差止を認めるか

１．事例から

1)幼児・初等教育の事例：ヘイトスピーチ［資料：朝日新聞 2016 年 6 月 3 日付］

2)最高裁判決の事例：文春事件［資料：朝日新聞 2004 年 4 月 1 日付、朝日新聞 2004 年 3 月 20 日付］

1.事実の概要

2.決定　1.地裁決定（東京地決　平成 16 年 3 月 19 日　判例時報 1865 号 18 頁）

2.高裁決定（東京高決　平成 16 年 3 月 31 日　判例時報 1865 号 12 頁）

3.コメント：判断基準は同様　→　結論は逆

２．基本的人権と表現の自由・プライバシー権

1)基本的人権

1.内容　1)自由権（精神的自由権、経済的自由、人身の自由）、2)社会権、3)平等権、4)参政権など

2.意義　1)近代立憲主義：個人の自由な空間の創出、2)福祉国家：国家介入による人権保障

2)表現の自由

1.根拠：憲法 21 条

2.内容：1)知る権利（情報公開）、2.)報道の自由、3)性表現

3.「二重の基準論」＝精神的自由の規制は経済的自由の規制よりも厳しい基準により審査される

理由：自己実現（自らの思うことを表現できることの人間的価値）

自己統治（表現の自由があれば違法行為を是正できる）

4.内在的限界

e.g.悪口、人種差別（ヘイトスピーチ）、わいせつ

3)プライバシー権

1.根拠：憲法 13 条

2.内容：1)一人にしておいてもらう権利、2)情報コントロール権、3)忘れ去られる権利

３．対立と調整

1)裁判例

1.「エロス＋虐殺」事件：映画によるプライバシー侵害事件

東京地決　昭 45.3.14.（表現の自由の憲法的意義を強調し、高度な場合のみ可能）

東京高決　昭 45.4.13.（被侵害者の不利益と表現者の不利益の比較衡量）→共に否定

2. 北方ジャーナル事件：出版による名誉毀損事件

最大判　　昭 61.6.11.（事前差止めは三要件の場合に例外的に認められるとして是認）

3. 「石に泳ぐ魚」事件：小説によるプライバシー侵害事件

最三小判　平 14.9.24.（比較衡量論の高裁判決の結論を是認して差止めを是認）

2)本事件判決における調整方法

北方ジャーナル事件最高裁判決の基準を援用

①「公共の利害に関する事項にかかわるもの」ではない

②「専ら公益を図る目的のものでないことが明白である」

③「被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがある」

3)諸見解

・共通：プライバシー侵害

A.差止の容認　cf.東京地方裁判所決定　平 16.3.19.

B.差止の否定　cf.東京高等裁判所決定　平 16.3.31.

[自己点検]

1)Reading Assignment に関する設問への解答

2)自己点検　a)講義の論点　　←論点とは、Yes/No で答えられる具体的な問題点

b)論点にかかわる法状況　　←「法」とは、法律（この講義の場合には憲法も含む）と判例法

c)論点についての諸見解　　←諸見解とは、学説であり、最高裁判決でもあります

*最高裁判決は、ルールですから「法」ですが、同時に一つの見解にすぎないものでもあります。

3)自由記述　a)講義に関する質問、b)その他

[課題提出者数]

	4/12	4/19	4/26	5/10	5/17	5/24	5/31	6/07	6/14	6/21	6/28	7/05	7/12	7/19	7/26
保育(71)	71	70	69	69											
子供(67)	65	65	66	66											

[次回講義への Reading Assignment]

野村武司「個人情報の開示請求」地方自治判例百選［第 4 版］(2013 年)34 頁